

立川市議会情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大しています。一方で、個人情報情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミスなどによるシステム障害等が後を絶ちません。さらに、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全などにも備える必要があります。

このため、立川市議会が保有する情報資産に係る機密性、完全性及び可用性を維持するための対策を整備し、情報セキュリティの確保と水準の向上について以下のように取り組むことを宣言します。

- (1) 情報セキュリティ対策に取り組むための体制を確立します。
- (2) 情報セキュリティ対策の基準として情報セキュリティ対策基準を策定し、その実行のための手順等を盛り込んだ実施手順を策定します。
- (3) 本市議会の保有する情報資産を適正に管理します。
- (4) 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適正に実施するために、議員に対して必要な教育・研修を実施します。
- (5) 情報セキュリティインシデントが発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、組織体制を定めます。
- (6) 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- (7) すべての議員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ実施手順を遵守します。

令和8年4月1日
立川市議会